

認定漁協資金融通円滑化事業（新規）

1 趣旨

漁獲量の減少、魚価の低迷及び最近の燃油高騰等の漁業をめぐる環境の悪化は、合併漁協の経済活動、事業活動を著しく圧迫している。

このような中、合併漁協は事業改革を進めることにより、事業の合理化や収益性の向上を図ることが重要な課題となっているところであり、事業改革貸付金（漁協等経営基盤強化対策事業の事業改革利子補給事業の利子補給対象）を借り入れることにより、これらの事業改革に取り組むこととしている。

しかしながら、漁業をめぐる環境が一段と厳しさを増す中、漁協の経営についても逼迫しており、漁協の収支や財務の状況から、漁協によっては事業改革貸付金を金融機関より借り入れる上で、各都道府県の漁業信用基金協会（以下、「協会」という。）の保証の付与が必要となっている。

ところが、漁協が借り入れる事業改革貸付金の額は、漁業者等一般の借入額に比べて規模が大きい一方、近年の協会の財務状況は極めて厳しく、保証業務の円滑な推進のためには、協会の財務基盤を充実することが必要である。

このため、本事業では、このような漁協に保証を付与する協会に助成することにより、円滑な融資を確保しようとするものである。

2 事業内容

漁協等経営基盤強化対策事業によって、長期運転資金の利子補給を受ける認定漁協のうち、一定の要件を備えた「財務・経営健全化計画」を策定・実践する漁協について、漁業信用基金協会の保証を促進する。

3 事業実施主体

（社）漁業信用基金中央会

4 事業実施期間

平成18年度～平成21年度

5 平成18年度概算決定額（前年度予算額）

90,323千円（ 0千円）

6 補助率 定 額

7 担当班及び内線番号

組織班 内線7086

（担当課：水産庁水産経営課）